

第4号議案 「役割分担表」

日本IOMNCA基本規則

7 委員の役割及び責任

(7.7. 各委員の役割は、日本IOMNCA基本法並びに本基本規則及び本項の定め
の外、別紙「役割分担表」のとおりとする。)

(別紙)

「役割分担表」

(平成30年4月23日)

「委員長の役割」

- ・ 日本IOMNCA運営の総括に関する事（組織の代表、管理者、責任者であること）
- ・ 基本法及び基本規則に定めのない事務の執行及び任命に関する事
- ・ 予算執行の決裁に関する事（予算に定めのない支出の執行を含む）
- ・ 会議の議長（司会進行）に関する事（法8.1）
- ・ 多数決を決する決定投票権を有すること（法8.3）
- ・ 運営委員会の会議の招集に関する事（法8.4）
- ・ 会議の議長並びに議長の任命に関する事（規4.9）（規6.5）
- ・ 議長は多数決を決する決定投票権を有すること（規4.11）
（※議長を他に任命した場合は、当該議長が決定投票権を得ること）
- ・ 選挙事務の総括に関する事（規5.1）
- ・ 大会競技委員長に関する事（大会役員の代理を含む）
- ・ レース審判員の支援に関する事（注：会員を含む）
- ・ 競技会の準備補助に関する事
- ・ JMY Sとの協議調整に関する事

- ・ 規則8.6「副委員会」の設立について
- ・ 副委員を設定する場合の「選出方法」について

「書記委員の役割」

- ・総務事務の総括に関すること
- ・日本 IOM NCA 基本法、同基本規則及びN C A運営の基本方針外施行細則等の修正提案・改廃に関すること
- ・会員の入会時及び退会時の事務処理に関すること
- ・年会費の検討及び徴収日に関すること
- ・運営方針の検証及び進言・提案に関すること
- ・組織内の重要な事務連絡に関すること
- ・会議会場の確保及び電子会議とする場合の連絡調整に関すること
- ・会議資料の準備、各委員との事前調整及び資料作成に関すること
- ・会議の議事録に関すること
- ・競技会及びイベントにおけるサービスに対する報酬等
- ・その他対外的な協議調整等に関すること
- ・副委員会の設立について（法 8.6）
- ・当協会の資金財務の検討に関すること（法 9.1 全般）
- ・当協会の会計の運用規定に関すること（法 9.3）
- ・協会が行う告知の検討に関すること（法 10.1、10.2）
- ・特別会議の招集に関すること（規 4.5）
 - （注：運営委員会で招集を議決した場合会員の 10%以上が議案として求める文書による要請があった場合）（規 4.5.1）（規 4.5.2）
- ・通常会議及び特別会議の告知に関すること（規 4.6）（規 4.7）（規 4.8）（規 6.3）
- ・会員資格の助言に関すること（規 7.3）
- ・証明書（「副本」）の管理に関すること（規 7.3.1）（規 7.3.2）
- ・告知に関すること（規 11.1～規 11.3.3）
- ・選挙事務の補佐（選挙管理者）に関すること（規 5.10）
- ・推薦の受付に関すること（10 週間までに受理）
- ・委員長の特命及び補佐 に関すること
- ・他の委員との連携・連絡調整に関すること
- ・競技会役員の運営支援に関すること（注：大会役員の代理を含む）
- ・レース審判員の支援に関すること（注：会員を含む）
- ・競技会の準備補助に関すること
- ・他の部署に属さない業務に関すること
- ・「選挙の運用細則」に関すること（規 5.10 に追加予定）
- ・「役割分担表」に関すること（規 7.7 に追加予定）
- ・J M Y S との協議調整補佐に関すること

「会計委員の役割」

- ・財務及び会計の総括に関すること
- ・協会の財務状態を示す資産及び収入支出を示す計算書の作成及び発行に関すること（法 9.2）
- ・現金の収支管理に関すること（法 9.3）
- ・財務の助言に関すること（規 7.6）
- ・予算書に関すること（規 7.6.1）（規 7.6.2）（規 7.6.3）（規 7.6.4）（規 7.6.5）（規 9.4）
- ・予算執行（現金の支払）に関すること（規 7.6.3）
- ・予算にない収支の執行に関すること
- ・会計年度：1月1日～12月31日（規 8.1）
- ・資産と収入支出の計算書（会計報告書）の作成及び ICA への送付に関すること（ICA 対応部署経由）（規 10.1～3）
- ・委員長の特命及び補佐 に関すること
- ・他の委員との連携・連絡調整に関すること
- ・競技会役員の運営支援に関すること（注：大会役員の代理を含む）
- ・レース審判員の支援に関すること（注：会員を含む）
- ・競技会の準備補助に関すること
- ・JMY S との協議調整補佐に関すること（特任事項）

「技術委員の役割」

- ・技術的作業の総括に関すること
- ・クラスルールの解釈、改定及び改廃等に関すること
- ・クラスルールの広報、指導、周知連絡に関すること
- ・計測委員、登録委員、レース委員のサポートに関すること
- ・クラスルールのビルダー、サプライヤーに対する援助、協議及びアシスタントに関すること（規 7.1.1）（規 7.1.2）（規 7.1.3）
- ・クラスルールの解釈及び助言に関すること（規 7.1.5）（規 7.1.6）
- ・クラスルールの変更等の助言に関すること（規 7.1.7）
- ・委員長の特命及び補佐 に関すること
- ・他の委員との連携・連絡調整に関すること
- ・競技会役員のプロテスト委員長及び運営支援に関すること（注：大会役員の代理を含む）
- ・レース審判員の支援に関すること（注：会員を含む）
- ・レーシングルールの習得、解釈及び周知に関すること
- ・競技会の準備補助に関すること

- ・ J M Y S との協議調整補佐に関すること(特任事項)

「計測委員の役割」

- ・ 計測作業の総括に関すること

- ・ 計測用具、治具の管理に関すること
- ・ 計測時のチェックリストは別紙のとおり
- ・ 計測全般の助言に関すること（規 7.5）
- ・ クラスルールの改定、解釈（判断）及び周知に関すること（規 7.5.1）
- ・ 計測記録書の作成に関すること（規 7.5.2）（注：作成後は登録員に送ること（メール））
- ・ 計測方法の助言等に関すること（規 7.5.3）
- ・ 計測アシスタントに関すること（規 7.5.4）
- ・ 艇の計測及び適合確認に関すること（規 7.5.4）
- ・ 計測費用に関すること（規 7.5.5）
- ・ 委員長の特命及び補佐 に関すること
- ・ 他の委員との連携・連絡調整に関すること
- ・ 競技会役員の運営支援に関すること（注：大会役員の代理を含む）
- ・ レース審判員の支援に関すること（注：会員を含む）
- ・ 競技会の準備補助に関すること
- ・ J M Y S との協議調整補佐に関すること(特任事項)

「登録委員の役割」

- ・登録作業の総括に関すること

- ・認定当局に関すること（規 7.2）
- ・証明書の作成及び修正に関すること（規 7.2.2）
- ・証明書及びハル番号の発行（規 7.2.1）（規 7.2.3）（規 7.2.4）及び証明書の再発行（修正等）に関すること（規 7.2.5）（規 7.2.6）
 - （注：ハル番号は証明書のハル登録番号欄に「JPN〇〇〇」と記載すること）
 - （注：ハル番号の発行は、
 - ① 証明書の既得者は、現状(JMYS 時) のハル番号をパーソナルNo.として扱い継承する
 - ② 証明書の新規取得者は、300 番から若い順に連番で発行する)
- ・発行する証明書は「原本」であることと
- ・証明書の「副本」を書記に送付すること(規 7.3.1) (規 7.3.2))
- ・セイル番号の発行に関すること（規 7.2.4 を準用）
 - （注：新規取得者はセイル番号は登録員が発行する）
 - （注：セイル番号は、
 - ① 証明書の既得者は、現状(JMYS 時) のセイル番号をパーソナルNo.として扱い継承する
 - ② 証明書の新規取得者は、発行済みのセイル番号と「重複しない二桁の任意の番号」とする
- ・委員長の特命及び補佐 に関すること
- ・他の委員との連携・連絡調整に関すること
- ・競技会役員の運営支援に関すること（注：大会役員の代理を含む）
- ・レース審判員の支援に関すること（注：会員を含む）
- ・競技会の準備補助に関すること
- ・JMYS との協議調整補佐に関すること(特任事項)

「競技（レース）委員の役割」

- ・ 競技会の準備、運営、推進に関すること
- ・ レーシングルールの習得及び周知に関すること
- ・ 競技会の現場運営に関すること
- ・ 競技会の受付等に関すること
- ・ 競技会及びその問題、課題の助言に関すること（規 7.4）
- ・ 競技会の計画及び日程調整に関すること（規 7.4.1）
- ・ 競技会の開催に関する助言に関すること（規 7.4）（規 7.4.2）
- ・ 競技会の参加費（エントリー費）に関すること（規 7.4.3）
- ・ 委員長の特命及び補佐 に関すること
- ・ 委員長の特命及び補佐 に関すること
- ・ 他の委員との連携・連絡調整に関すること
- ・ 競技会の予算収支計画に関すること（規 7.4.3 関係）
- ・ 競技会の運営支援に関すること（注：大会役員の代理を含む）
- ・ レース審判員の支援に関すること（注：会員を含む）
- ・ レーシングルールに関する技術委員の補佐に関すること
- ・ 競技会の企画、告示
- ・ 開催事務局、帆走指示書他
- ・ 運営全般の準備・段取りに関すること
- ・ J M Y S との協議調整補佐に関すること

「別紙様式に関すること」

「書記」

- ・ 会員帳簿（別紙資料 1）
（氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、Eメール、セイル番号、登録番号（ハル番号））
- ・ 証明書（「副本」として管理）（別紙資料 2：「CERTIFICATE」）

「会計委員」

- ・ 決算書（基 9.2）（別紙資料 3）
- ・ 資産及び備品台帳（基 9.2）（別紙資料 4）
- ・ 予算書（規 7.6.1）（規 7.6.2）（規 7.6.3）（規 7.6.4）（規 7.6.5）（規 9.4）（別紙資料 5）

「計測委員」

- ・ 計測記録書（別紙資料 6：「MEASURER 'S RECORD」）
- ・ チェックリスト（艇体及び付属品）
（別紙資料 7：
「CERTIFICATION MEASUREMENT HULL AND APPENDAGES-CHECKLIST」）
- ・ チェックリスト（リグ及びセール）
（別紙資料 8：
「RIG' S AND SAILS CERTIFICATION MEASUREMENT-CHECKLIST」）
- ・ チェックリスト（追加リグ）
（別紙資料 9：
「CERTIFICATION MEASUREMENT FORM-ADDITIONAL-RIG 'S」）

「登録委員」

- ・ 証明書（別紙資料 2：「CERTIFICATE」）

「競技(レース)委員」

- ・ 競技会開催公示書（別紙資料 10）
- ・ 競技参加者一覧表（別紙資料 11）
- ・ 受付簿（別紙資料 12）
- ・ 帆走指示書（別紙資料 13）
- ・ コース図（別紙資料 14）